

第37回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年7月10日(月) 午前9時30分から午前10時3分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館 第1委員会室

3. 出席委員(7名)

| | | |
|------|----|----|
| 会 長 | 古賀 | 正廣 |
| 3番委員 | 鳥越 | 孝広 |
| 4番委員 | 中島 | 照章 |
| 5番委員 | 石橋 | 祐一 |
| 6番委員 | 藤原 | 優子 |
| 8番委員 | 池端 | 祥久 |
| 9番委員 | 内野 | 和幸 |

4. 欠席委員(1名)

| | | |
|------|----|----|
| 2番委員 | 梅野 | 節子 |
|------|----|----|

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農業法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地所有適格法人の要件確認について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

| | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 松尾 | 健一 |
| 次 長 | 野田 | 稔雄 |
| 職 員 | 堀江 | 陽子 |
| 職 員 | 福浦 | 忠紀 |

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第37回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、4番委員、5番委員にお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員 はい。

議長 それでは議事に入りたいと思います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号の3条許可については、2件の申請がっております。
事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 1番案件は、高圧線下のため筆数が多くなっておりますが、2枚の田を地域の担い手である〇〇さんが貸借されるものでございます。

 2番案件は、土地処分のため、地域の担い手である〇〇さんと売買が整った案件でございます。

 いずれも3条調査書の各要件については満たしていると思われま。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長 では次に地区担当委員の意見に入ります。

 1番案件の担当は、5番委員ですので意見ををお願いします。

5番委員 〇〇さんは、認定農業者で周辺耕作もされておりますので、問題ありません。

議長 ありがとうございます。

 次の2番案件は私ですので、私から意見を述べます。

 〇〇さんは、地域耕作者としての中規模農家の一人で、後継者もおられますし

周辺耕作の実績もありますので、何ら問題ありません。以上です。

議長 それでは1番案件から審議に入ります。皆さんからご意見ご質問はございませんでしょうか。

3番委員 1番の〇〇さんは、作付作業が遅れぎみでいつ終わるのかと心配です。

議長 作業が時期的に見て遅れていることが心配だとのこと。これまでも〇〇さんが作付されていたんですか。

事務局 貸借は入っておらず自作地となっておりますが、昨年まで作付が確認できる状態であり、今回、貸借を正式に入れられるものと思っております。

 3番委員が心配されている点は、全耕作要件の点で問題になるのかという意味であるならば、管理はされており田植え作業が遅れているだけという意味であれば問題ないかと思えます。

3番委員 遅れているので今季は無理かと思うところです。

事務局 管理されており、結果として田植えに間に合わなかったということであるならば、作業が遅れ作付できなかったからすぐだめだとは言えないかと思えますし、ご本人が動けなかったご事情もございますので、その点を委員の皆さまがどうお考えになるかになると思えます。

議長 他に皆さんからございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、採決に入ります。
1番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で1番案件は許可することに決定いたします。

議長 それでは次の2番案件について、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
(発言者なし)

議長 ございませんか。
無いようですので採決に入ります。

議長 2番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。

全員賛成で2番案件は許可することに決定いたします。
以上で議案第1号を終わります。
次に

議案第2号 農地所有適格法人の要件確認について

議長 議案第3号については、1件の法人報告がっております。
このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。別紙として各法人資料がございますので、併せてご覧ください。
(資料読上げ)
4項目全てで適と思われるます。ご審議の程、よろしくをお願いします。

議長 事務局から説明がございました。
皆さんから何か質問はございますか。
(発言者なし)
無いようですので、質疑を終わり採決に入ります。
議案第3号について、要件を満たしていることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で要件を満たしていることに決定します。
続いて、

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
1番2番は、宅地分譲並びに資材置場建設のための申請でございます。
3番は、宅地分譲と貸駐車場のための申請でございます。
4番は、自宅前の農地を建替えに伴い敷地拡張での申請でございます。
以上です。

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第1号を終わります。

報告第2号 非農地扱いについて

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。

議長 質問はございませんか。
私からよろしいですか。4番案件の資料に農地外課税とありますが、このことの説明をお願いします。

事務局 こちらは20年以上農地課税でないということで、具体的には平成29年度までは雑種地課税、平成30年度からは私道課税となったいたもので、スペースの関係でこのような表現を使用したところでございます。

議長 分かりました。
他にございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、報告2号を終わります。

議長 以上で報告事項を終わります。
これをもちまして第37回農業委員会総会を終了いたします。

－閉会－

以上